鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のように改正 し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 髙 橋 敬

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員 会規則第11号。以下「規則」という。) 第19条第2項 会規則第11号。以下「規則」という。) 第19条第2項 及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を 及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を 次のように定める。

平成14年鳥取県人事委員会告示第2号(選考により 採用又は昇任させる職について)は、平成18年5月16 採用又は昇任させる職について)は、平成18年5月16 日限り廃止する。

- 1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める 1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める
 - (1) 常に選考によるものとするが、実施に当たり あらかじめ人事委員会の承認を要するもの

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支 援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員 の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療 放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、 職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の 職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電 子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、 有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士 の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教 育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、 介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に 準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャル ワーカーの職及び物質工学技術の職

(2)及び(3) 略

2 略

改正前

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員 次のように定める。

平成14年鳥取県人事委員会告示第2号(選考により 日限り廃止する。

- (1) 常に選考によるものとするが、実施に当たり あらかじめ人事委員会の承認を要するもの

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支 援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員 の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療 放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、 職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の 職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電 子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、 有機化学技術の職、言語聴覚士の職、プログラマ の職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事す る職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学 芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医 療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職

(2)及び(3) 略

2 略